

令和 6 年の地方からの提案（抜粋）

地方からの提案

参考資料2

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(258件)

整理 番号	管理 番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集 テーマ 「デジタル 化」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
				区分	分野				
185	185	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県	函館市、岩手県、花巻市、浜松市、兵庫県、砥部町	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「取得財産」の見直し	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「財産処分」について、事務簡素化や機動的な工事着工のため、以下のいずれかの見直しを行う。 ①財産処分の対象となる取得財産を鉄塔のみとする等、交付要綱等で機械設備を処分制限財産としないよう整理する。 ②包括承認届出制度の対象を拡大し、通信事業者⇒市町への処分申請及び市町⇒県の処分申請についても、年に一度の届出で足りるよう見直しを行う。 ③取得財産の処分制限期間の見直し(短縮)を行う。	総務省

第58回地方分権改革有識者会議・第163回提案募集検討専門部会 合同会議 議事次第・配布資料
<https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/kaigi/kaigikaisai/kaigi58gijishidai.html>

参考資料 2 令和 6 年の地方からの提案（全体）
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/kaisai58_sanko_2.pdf

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

令和 6 年 12 月 24 日閣議決定

4 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

（9）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）

携帯電話等エリア整備事業に係る財産処分については、包括承認届出の対象を間接補助事業者まで拡大することとし、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。

令和 6 年 12 月 24 日地方分権改革推進本部決定

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（本文）

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r06/h_tb_r6_honbun_1.pdf